

# 成年後見制度

# 個別相談会

日時

6月24日(水)  
14:00~16:00

定員

先着3名(組) 1組40分程度

相談員

司法書士 遠藤豊和 氏

場所

芽室町東4条4丁目保健福祉センター(あいあい21)  
2階 会議室 (憩いのサロン)

料金

無料

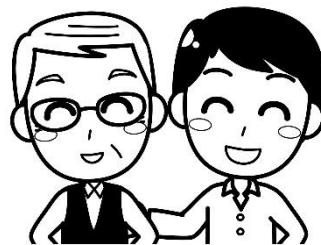
対象

芽室町民

成年後見制度の内容を  
詳しく知りたい

悪徳商法や訪問販売の  
被害が心配

例えば、  
こんなことで相談



障がいのある子どもに  
安心できる支援を  
確保したい

身寄りがないので  
今後の生活を考えたい

【お申込・お問合せ先】

芽室町社会福祉協議会  
芽室町成年後見支援センター

事前予約制  
(先着3組)

6月17日(水)までに  
必ず申込ください。

電話 **62-1616**

# 1. 成年後見人にしてもらえること

- ・定期的な訪問や状況の確認
- ・書類の確認
- ・年金や社会保障関係の手続き
- ・施設入所の契約や入院の手続き、福祉や介護サービスの手続き
- ・通帳と印鑑の管理
- ・各種支払いの手続きやお金の出し入れ
- ・不利益のある契約の取り消し



# 2. 成年後見人ができないこと

- ・身元引受人、身元保証人、医療行為への同意
- ・車両を用いての外出、日用品の買い物、介護、掃除、洗濯
- ・婚姻届や離婚届の提出、相続（一部できる場合有り）の手続き

## 芽室町成年後見支援センター

芽室町成年後見支援センターでは、以下のような事業を行っています。

### ☆相談☆

- ・判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについての相談に応じます。
- ・成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性についてアドバイスをしていきます。

### ☆手続き支援☆

- ・成年後見制度の利用が必要な方や、そのご家族の方が制度を利用していただけるよう、関係機関と連携を図りながら解決に向け支援します。
- ・相談内容に応じて必要な関係機関への橋渡しを行い、スムーズに手続きが進むようお手伝いします。

### ☆法人後見受任☆

- ・家庭裁判所の審判に基づき、芽室町社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任し、後見業務を実施していきます。

### ☆普及・啓発☆

- ・住民の方に対して成年後見制度の理解を深めていただくための講演会を開催します。
- ・集会や学習会等の場において、成年後見制度に関する出前講座を実施します。
- ・成年後見支援センターの役割や成年後見制度を知っていただくため、パンフレット等を作成し、広く周知します。

### ☆市民後見人の活動支援☆

- ・判断能力が低下した方の生活を身近な立場で支援する市民後見人の活動を支援します。

※市民後見人とは、親族や専門職以外の住民による後見人です。

権利擁護と地域福祉の担い手として、その活動が期待されています。